

令和2年6月24日

自転車に関する消費者事故等の傾向について －乗車前の点検を確実に行いましょう！－

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」では、自転車の利用についても推奨されています。さらに、「自転車通勤・通学の促進に関する当面の取組について」（令和2年6月18日自転車活用推進本部）では、企業・団体等における自転車通勤制度の導入の促進等の取組が挙げられています。今後の自転車の利用機会の増加等の可能性を踏まえ、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、以下の点について注意を呼び掛けます。

- ①乗車前には自転車に異常がないか点検しましょう。お使いの自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止してください。
- ②子供を乗せる場合には足が車輪に巻き込まれないよう、自転車の荷台に乗せてはいけません。また、子供を前に抱っこして自転車に乗らないでください。
- ③「自転車安全利用五則」を守りましょう。また、万が一の事故に備えて自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

1. 消費者事故等の件数

平成29年6月から令和2年5月末までの3年間では、自転車に関する消費者事故等は7月に最も多く発生しています。（図1¹）。

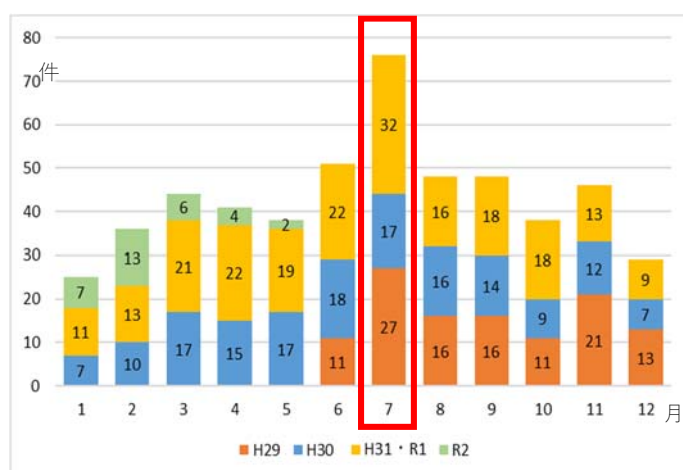


図1 自転車の消費者事故等の月別発生件数

¹ 消費者庁の「事故情報データバンク」によります。「事故情報データバンク」は、関係機関から「事故情報」「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるために、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携して運用しているデータ収集・情報提供システム（平成22年4月運用開始）です。なお、事実関係及び因果関係が必ずしも確認されていない事例を含みます。

また、治療期間及び傷病内容が明らかな事故 185 件のうちでは、治療期間は「1 か月以上」が 60 件と最も多く、重傷となりやすいことが分かりました（図 2）。

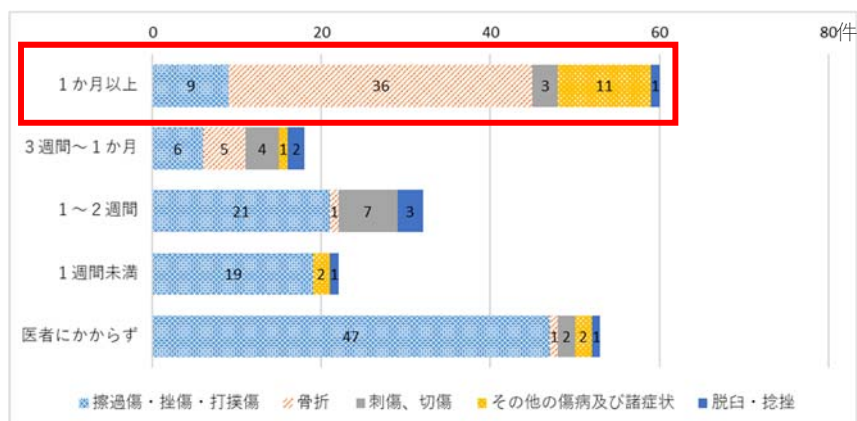


図 2 治療期間及び傷病内容

事故内容はチェーン外れ等の「製品破損」が最も多く、定期的な整備・点検が必要であることが分かります（図 3）。

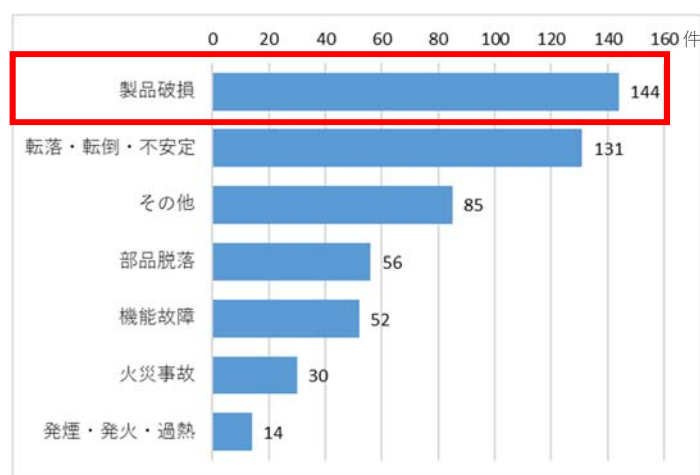


図 3 事故内容

2. 事故を防ぐために

(1) 乗車前には自転車に異常がないか点検しましょう。お使いの自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止してください。

ブレーキ、車輪、ペダルやチェーンの緩み、がたつきが大きな事故につながる場合があります。乗る前に確認し、破損している部品がある、変な音がするなどの異常があれば販売店等に相談し、必要に応じて点検を受けましょう。

また、ハンドルロック「一発二錠²」のケースが破損している場合は、すぐに自転車の使用を中止してください。

² 「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムであり、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠します。

ブリヂストンサイクル株式会社が製造し、ブリヂストンサイクル株式会社及びヤマハ発動機株式会社がそれぞれ販売したハンドルロック「一発二錠」を搭載した自動車・電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生しています。該当製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損している場合は、すぐに自転車の使用を中止してください。

既に、令和元年6月24日付けで消費者庁及び経済産業省から公表するとともに、両社からも無償点検・改修の案内がされていますが、改めて注意を呼び掛けます。



(2) 子供を乗せる場合には足が車輪に巻き込まれないよう、自転車の荷台に乗せてはいけません。また、子供を前に抱っこして自転車に乗らないでください。

大人用の自転車の荷台に子供を乗せて走行中に、車輪に子供の足が巻き込まれ、骨折などのけがをする事故が発生しています。幼児用座席を使用する場合も、金属製の足乗せ部が度重なる使用により破損して同様の事故が発生し、リコールされている製品もあります³。お持ちの製品を確認してください。



出典：東京消防庁

STOP！子どもの「はさまれ」

(3) 「自転車安全利用五則」を守りましょう。また、ヘルメットを着用するとともに、万が一の事故に備えて自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。

- ・ 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ・ 車道は左側を通行
- ・ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

³ <https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rci=00000005810&screenkbn=01>

- ・安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ・子どもはヘルメットを着用

自転車乗車中に相手にけがをさせてしまった場合に備えて「自転車損害賠償責任保険等」へ忘れずに加入しましょう。また、自分自身のけがに備えて全ての世代でヘルメットを着用するとともに、「傷害保険」に加入しましょう。お住まいの地域によって、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されている地域があります。

<参考1> 事故情報データベース又は医療機関ネットワーク事業⁴における事事例

【事例1】

2か月前、ネット通販で購入した折り畳み自転車のチェーンが切れ、転倒し擦過傷を負った。
(事故情報データベース、令和元年6月発生、40歳代、男性)

【事例2】

坂道で電動自転車のブレーキが利かなくなり、坂下にあったガードレールに激突してがけ下に落下し、全身を打ち付けられ大けがをした。
(事故情報データベース、平成30年10月発生、30歳代、男性)

○ヘルメットを着用しておらずけがをした事例

【事例3】

自転車の前部座席に乗っていたところ、後部座席に年上の子が乗ろうとしたときに自転車ごと転倒してコンクリートで頭部を打撲した。シートベルトはしていたが、ヘルメットはしていなかった。脳振盪^{しんとう}で2日間入院。
(医療機関、令和元年10月発生、2歳、男児)

【事例4】

自転車に乗っていて緩やかな坂で曲がるときに自転車ごと右に転倒。ヘルメットを装着しておらずコンクリートで後頭部を打撲した。
(医療機関、令和元年7月発生、4歳、男児)

⁴ 「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関（令和2年5月時点で27機関が参画）から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業（平成22年12月運用開始）です。ただし、医療機関数は変動しています。件数及び分類は本件のために消費者庁が特別に精査したものです。

○後ろに乗っていた子供の足が車輪に巻き込まれた事例

【事例 5】

自転車用幼児座席の足乗せの部品が折れて足乗せが落ちた。その後続けて使用したため車輪に子供の足が巻き込まれ大けがをした。

(事故情報データベース、令和元年3月発生、5～9歳、女兒)

【事例 6】

公園で年上の子の自転車の後部座席に座っていたところ後輪に巻き込まれ左足首を骨折した。

(医療機関、平成30年3月発生、5歳、女兒)

○子供を前に抱っこして自転車に乗りけがをした事例

【事例 7】

自転車で子供を前に抱っこし走行中に、前籠に入れておいた荷物が前輪に引っ掛かり自転車ごと右側に転倒。コンクリートの地面で頭部を打撲した。左後頭部に血腫あり、頭蓋骨を骨折し、2日間入院。(医療機関、平成30年10月発生、8か月、女兒)

○ハンドルロック「一発二錠」の事例

【事例 8】

使用者が当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷した。

(事故情報データベース、令和元年7月発生、70歳代)

<参考2> 関連情報

○消費者庁 ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！(令和元年6月24日公表)

ブリヂストンサイクル株式会社が平成15年9月から平成27年5月までに製造し、ブリヂストンサイクル株式会社及びヤマハ発動機株式会社がそれぞれ販売したハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生しています。該当製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損している場合はすぐに自転車の使用を中止してください。

この注意喚起は、消費者安全法(平成21年法律第50号)第38条第1項の規定に基づき公表するものです。また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/015537/>

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について（令和2年5月19日）から抜粋

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bsycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施

改修率：4.7%（2020年3月31日時点）

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_200519_1.pdf

○消費者庁 リコール情報サイト

<https://www.recall.caa.go.jp/>

○警察庁 自転車は車のなかま～自転車はルールを守って安全運転～

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html>

○国土交通省 自転車活用推進本部

<https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/index.html>

○（独）製品評価技術基盤機構(NITE) 春本番、自転車の思わぬ事故に注意！
～安全のために知っておきたいポイント～ 等

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2018fy/prs190319.html>

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL：03(3507)9200（直通）

FAX：03(3507)9290

URL：<https://www.caa.co.jp>